

令和5年度
いじめ防止基本方針

戸田市立美女木小学校

はじめに

本校では、「いじめはどの学校にも、どの児童にも起きている」「いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許される行為ではない」との基本認識のもと、いじめの未然防止・早期発見・早期指導に全力で取り組むこととしている。

今回、「いじめ防止対策推進法第13条」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条により策定された、「戸田市いじめ防止基本方針」を受けるとともに、法第2条や法第13条の規定、基本的認識（平成24年9月戸田市立小・中学校いじめ問題対応マニュアル）に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「戸田市立美女木小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめの定義（法第2条）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

基本認識

- 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持たなければならない。
- いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行わなければならない。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していることから、日頃から家庭と密接な連携を図らなければならない。
- いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であるとの強い認識をもたなければならない。
- 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組まなければならない。

いじめの認知に関する考え方

- (1) いじめは社会性を身に着ける発展途上にある児童が集団で活動する場合しばしば発生するものである。例えば言い過ぎてしまい相手を傷つける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど児童は成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中にはいじめに該当するものもしばしば含まれる。
- (2) 初期段階のいじめには児童だけで解決に至ることも多々あり、大人が適切にかかわりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかしいじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）見守り、必要に応じて指導し解決につなげていく
 - 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
 - いじめの認知は特定の教職員のみによることなく法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

- けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目しいじめに該当するかの判断をする。
- 法が定義するいじめに該当する場合であっても、その様態に応じて必ずしも「いじめ」という言葉を使わずに指導をする等、柔軟な対応を行う。

本校は、上記のいじめに対する定義や基本認識の下、かけがえのない存在である児童一人一人が、安心安全な学校で「明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、いじめ根絶に向け、全教職員共通理解をもって、全力で教育活動に取り組んでいくこととした。

第1 いじめの未然防止のための取組

本校では、道徳教育をはじめとする教育活動全体を通して、児童の自助公助の取組を積極的に支援するとともにPTAや学校応援団にも協力を依頼し、他者と調和的に生きていくための社会能力、他者を思いやる心を育み、いじめの予防に全力を傾注する。

加えて、いじめ問題への取組の重要性についての認識を広め、家庭、地域、その他関係機関と一体となって取組を推進するための普及啓発にも努める。

(1) 「わかる授業」「楽しい授業」の推進

「授業がわからない」「楽しくない・つまらない」の積み重ねが、主体的に学校生活を送る意欲を喪失させ、いじめへ走らせることの要因にもなる。日々の授業で仲間とともに「わかった」「できた」「なるほど」等を感じさせる授業を創造することがいじめ予防の第一歩である。

①児童理解を深める。

・一人一人の個性や習得状況を把握しながら授業を進める。

②学習意欲を高める。

・教材研究に努め、知的好奇心や知的葛藤を誘発させる場面を大切にする。

③個を生かす活動を工夫する。

・問題解決的な学習を通して、多様な考えを尊重し、認め合う場をつくる。

④個々の考えを深め、練り上げる。

・互いの考えを認め合う中で、集団で考えを練り上げ深める活動を重視する。

⑤指導と評価を工夫する。

・適切な評価を通し、学習意欲を持続・向上を図る。

(2) 大切な一員であることを実感できる学級づくり

児童が安心して学校生活を送ることができる学級づくりが、いじめ防止につながる。一人一人の個性が大切にされる人間関係を味わわせ、居場所づくりに努めるとともに、特別な支援を必要とする児童生徒の特性に応じた指導を行う。

①児童生徒一人一人の心を理解する。

②いつでも担任が見守っているということを知らせる。

③場面に応じた行動の取り方の基準を示す。

④自分のよさや自分と違うことのよさを認めることができるようにする。

⑤学級活動の時間を充実させ、話し合い活動を通して自分たちの周りに起こる様々な問題を解決させ、よりよい人間関係を築かせる。

(3) 相互を認め、思いやる「豊かな心」の推進

児童一人一人が規範意識を高め、自他を認め思いやる心を育むことがいじめ防止につながる。また、集団の在り方及び人権に関する教育を全教育過程を通して行うことが豊かな心の育成につながる。

①道徳を要として、全教科等で「命の大切さ」について指導する。

②「いじめのない楽しい学校宣言」を受けた取組を示し、学校全体としての取り組みとして意識させる。

③学校のきまりについて共通理解を図り、きまりを守らせる指導を徹底する。

(4) PTAのネットワーク構築

保護者同士のネットワークにより、いじめの深刻化を防ぐことも少なくない。

保護者同士の親密な関係を構築することに努め、いじめの防止の重要性を共有し、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対応を話し合える土壌づくりを行う。

(5) 学校応援団による学校支援

日々の教育活動に、学校応援団による外部教育力を積極的に導入し、地域の住民から見守られているという意識と地域や学校の一員という意識の醸成を図る。

◎規律の維持徹底

◎学力向上（学力保障）

◎自己有用感の高揚

第2 いじめの早期発見への取組

いじめは、大人の認識しにくい時間や場所等で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われることが多いことを教職員が認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する必要がある。

本校では、企画委員会・生徒指導委員会・各教科部会等で以下の取組を計画的に実施し、いじめの発見に努める。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

(1) 企画委員会（校長・教頭・教務主任・学年主任）

企画委員会では、教育課程の進行管理はもとより、児童がいじめのない安心安全な学校生活を送ることができているか否かを学校評価（内部・外部）を通して測定し、常に現状把握と改善に努める。

(2) 生徒指導委員会（校長・教頭・各学年生徒指導担当・養護教諭）・教育相談部会

生徒指導部会では、「どんなことがあってもいじめは許さない・見逃さない」という視点で、情報交換、情報共有に努め、いじめの初期と思われる段階で、その芽を摘むことに全力を尽くす。（本年度の教育相談部会は、校内就学支援委員会のことを示します。）

(3) 各教科部会（各教科担当）

各教科部会では、日々の授業こそ最大の生徒指導と捉え、児童理解に徹し、わかる授業、楽しい授業に努めるとともに、学ぶ大切さを一人一人に浸透させる。そのために、授業研究会や授業参観を専らとし、日々の授業力向上に努める。各教科部会では、様々な調査結果の分析を行い、教科としての課題を明確にし、その対応策を講じる。

(4) その他

各学年間の連携を密にし、情報交換を通して見えにくいいじめの顕在化に努める。「なかよしアンケート」を実施し、悩みを抱えた児童の早期発見に努める。また、いつでも相談できる体制を構築し、担任へ言えない悩みの相談にも素早く適切に対応する。

「さ・し・す・せ・そ」を徹底する。

(さ)最悪の事態を想定し (し)慎重に (す)素早く

(せ)誠意をもって (そ)組織で対応

※早期発見の基本

①児童のささいな変化に気付く。

②気付いた情報は確実に共有する。（各部会を待たない。）

③情報へは速やかに対応する。（担当者への躊躇ない報告と臨時部会の招集。）

※5W1Hを基本に共有

（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）

①児童のサインを見逃さない

- ア 児童の学校での日常生活を通して、人間関係や力関係の把握に努める。
- イ 児童のつぶやきや会話、作文や日記等から、児童の生活状況や集団における人間関係の実態把握に努める。
- ウ 定期的に全児童対象にアンケートを実施し、いじめについての把握に努める。また、アンケート結果を受け適宜教育相談を行い適切に対応する。
- エ 児童の相談を軽視することなく、誠意をもって迅速・的確に対応する。

②教職員間の情報共有に努める

- ア いじめ問題の重大性の認識、いじめの様態、原因・背景、具体的な指導上の留意点について共通理解を図る。
- イ 学級担任へ養護教諭をはじめとする教職員は、知り得た情報を積極的に報告し共有する。また、特定の教員が問題を一人で抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実にを行い、ケースによっては必要に応じて学校全体で対応にあたる。

③家庭・地域との連携協力の強化を図る

- ア 懇談会や教育相談、個人面談を活用して積極的に情報収集に努める。
- イ 「いじめ防止基本方針」の概要を保護者会や地域の会において説明し、情報提供や協力支援を依頼し、学校・家庭・地域の連携協力の重要性について理解を得る。

第3 いじめの早期解決への取組

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、教職員が個人で判断したり、単独で行動したりしてはならない。速やかに組織で対応することを基本とし、一部の教職員で抱え込むことのないよう努める。解決に向けた対応では、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめられている児童への支援

いじめられている側にも問題があるという考えで接しないようにする。

本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴くようにするとともに日頃から温かい言葉かけをし、以下のように本人との信頼関係を築くことに努める。

- ①秘密を守ること、守り抜くことを大前提として話し合う。
- ②いじめの事実を把握し、味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- ③不安を除去し、安全確保に努める。
- ④身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自分への否定的な考え方やコンプレックスを改めさせ、自己肯定感を高めさせる言葉かけに徹する。
- ⑤不安を抱えている対人関係の回復を支援し、さらに自分への自信回復を支援する。
- ⑥機会あるごとにコミュニケーションをとり、児童との信頼関係をつくる。

(2) いじめている児童への指導

いじめ事案の内容・関係児童・その経過等について十分把握し、人権保護に配慮しながら、いじめが「人間として決して許されないこと」「犯罪行為とも解釈されること」ことを理解させ、直ちに止めさせなければならない。その際、以下の点に留意する。

- ①いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。
- ②安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
- ③いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
- ④いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
- ⑤多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し観察する。
- ⑥学級活動を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、児童同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係をつくる。
- ⑦いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。

(3) 周りではやし立てている児童への対応

自分で手を下すことがなくても、周りではやし立てる行為は、いじめる行為と何ら変わらない。はやし立てる行為から制止させる行為へ一人でも多くの児童を変容させることがいじめ根絶につながる。該当者には、以下の点を厳しく指導していく。

- ①はやし立てる行為は、いじめる行為と同等であり、決して許される行為ではないことを理解させる。
- ②被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの首謀者と同様の立場であることに気付かせる。

(4) 見て見ぬふりをする児童への対応

望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならない行為である。いじめの情報が入ったり、あるいはその行為を見たりしても、それを放置し見て見ぬふりをするとは、人間として恥ずかしい行為である。自分以外は無関心という心情から、他へ相談したり、

制止したりしようとする心を育てることが重要である。

①いじめは、他人事ではないことを理解させ、当事者の気持ちを考えさせる。

②いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。

③見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気付かせ、内省させる。

(5) 学級全体への指導

いじめをしない、させない、許さない風土をクラス全体につくり、クラス内の問題等を全員で解決していく学級づくりに努める。

①クラス内の身近な問題を取り上げたり、様々な新聞記事等を提供したりしながら、話合いで、問題やいじめを考え、解決に向けて話し合える学級をつくる。

②見て見ぬふりをやめ、情報を提供することが、いじめ根絶につながることを指導する。

③自らの意志、良心によって行動できるように指導する。

④いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。

⑤日頃から道徳教育の充実を図る。

⑥学校行事等でのクラスの連帯感を育てるとともに、学級活動を通して好ましい人間関係づくりに努める。

第4 いじめ防止対策校内組織

いじめ対策推進法第22条に基づき、本校のいじめ防止の対策のために、「美女木小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

いじめ防止対策委員会A

管理職・主幹教諭・教務主任・生徒指導委員会・教育相談部会・養護教諭
道徳主任・人権教育主任・担任・当該学年主任

いじめ防止対策委員会B

いじめ防止対策委員会A

PTA 会長・スクールカウンセラー・さわやか相談員・臨床心理士

通常は、いじめ防止対策委員会Aの構成員で委員会を実施するが、重大事態等必要に応じて学校長の判断で、いじめ防止対策委員会Bを招集する。

いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、定期的に声をかけ、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

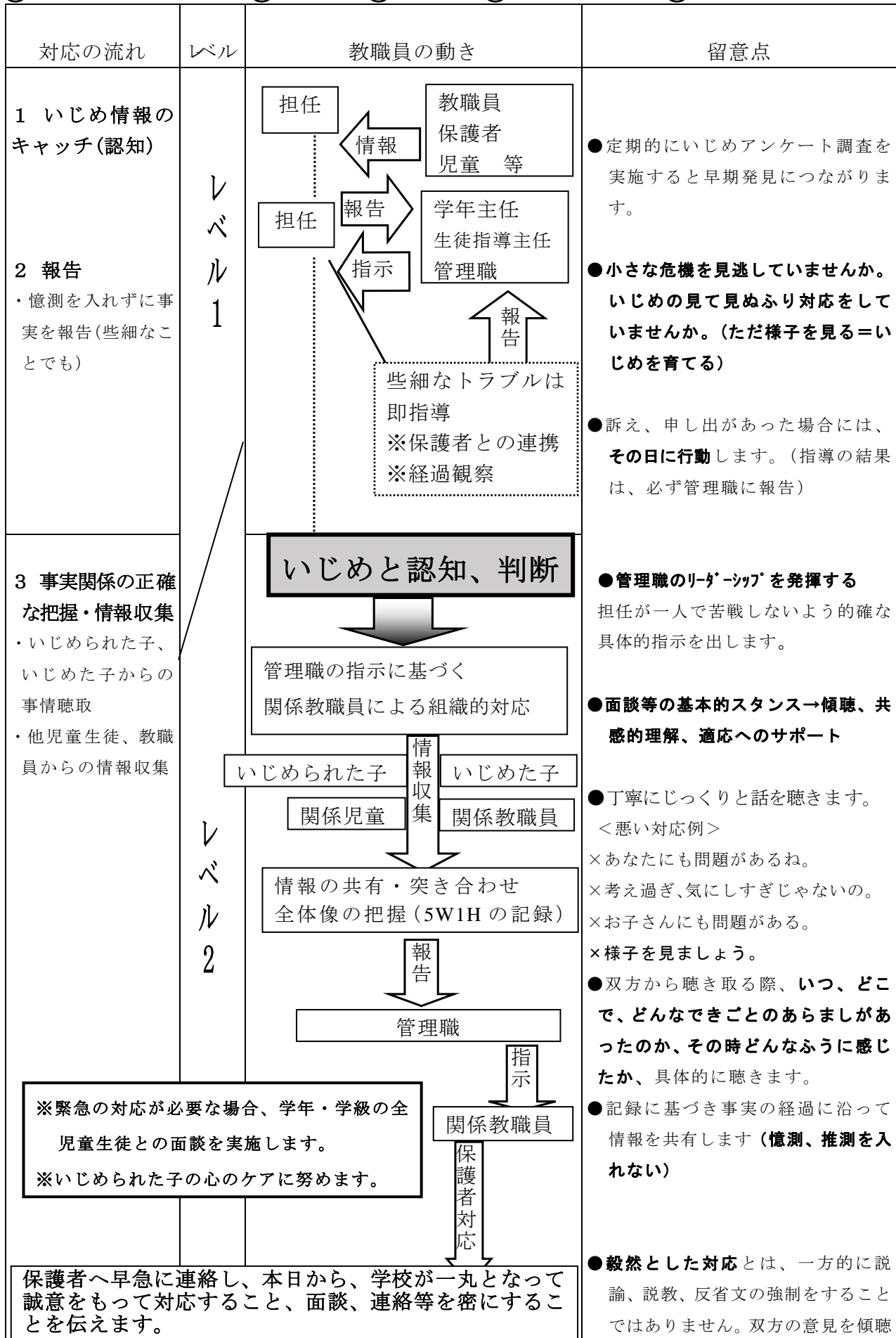
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

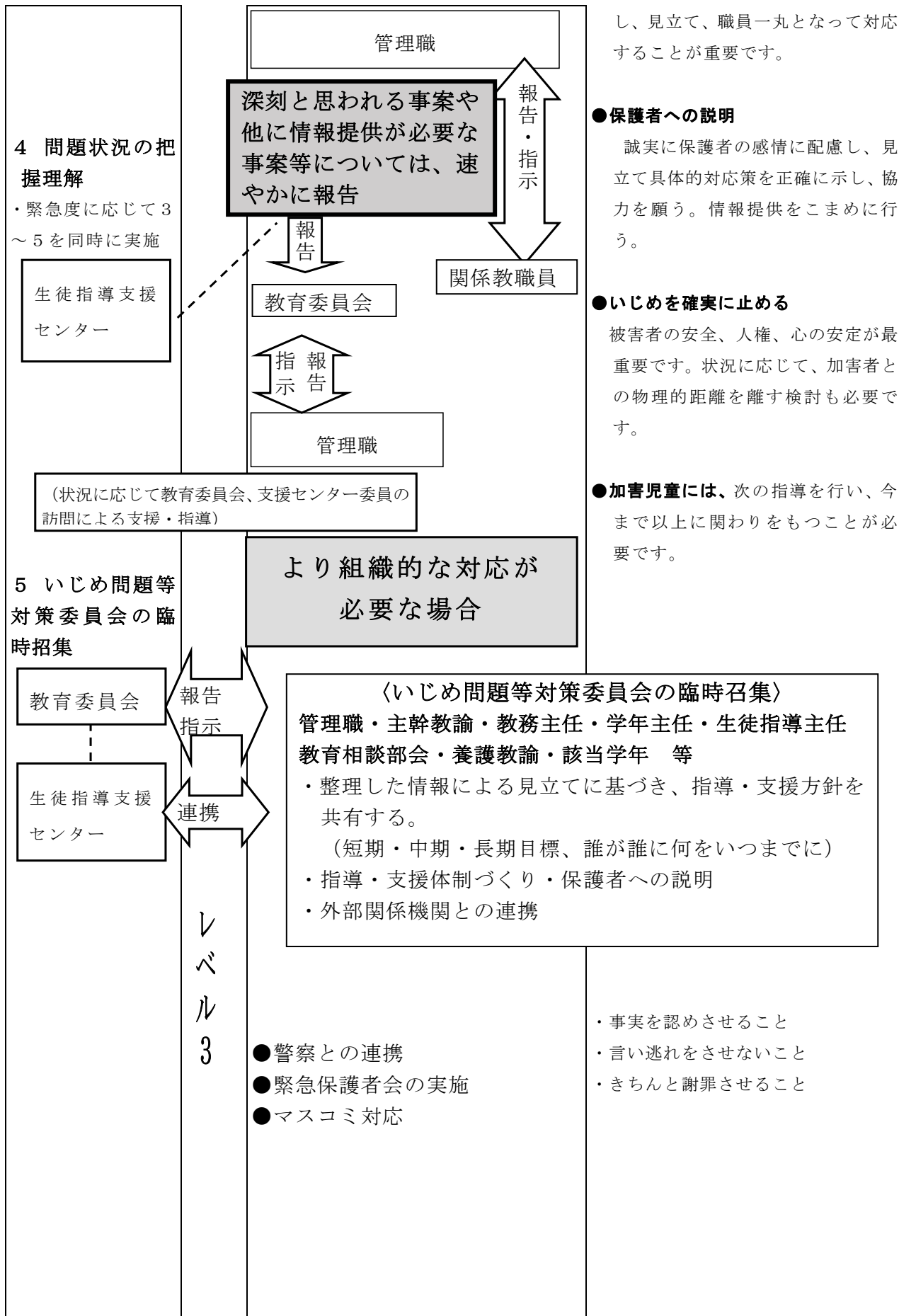
学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通しその安全・安心を確保する責任を有する。学校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで組織的に対応し、被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至ったことをもって安心と考えてはならない。いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、継続的に注意深く観察する必要がある。

第5 いじめ問題にむけての校内フロー図

㊦最悪の事態を想定し ㊧慎重に ㊨素早く ㊩誠意をもって ㊪組織で対応





し、見立て、職員一丸となって対応することが重要です。

●保護者への説明

誠実に保護者の感情に配慮し、見立て具体的対応策を正確に示し、協力を願う。情報提供をこまめに行う。

●いじめを確実に止める

被害者の安全、人権、心の安定が最重要です。状況に応じて、加害者との物理的距離を離す検討も必要です。

●加害児童には、次の指導を行い、今まで以上に関わりをもつことが必要です。

- 警察との連携
- 緊急保護者会の実施
- マスコミ対応

- ・事実を認めさせること
- ・言い逃れをさせないこと
- ・きちんと謝罪させること

第6 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

いじめの早期発見・早期解決に日々取り組んでいても、重大事態に至る場合も考えなければならぬ。本校では、いじめ防止対策推進法第28条を鑑み、以下の状況を重大事態と捉え、迅速に全力をあげてその対応にあたる。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条学校の設置者又はその設置する学校は、次に上げる場合には、その事態（以下重大事態）という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認められるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供に必要な指導及び支援を行うものとする。

重大事態とは（いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する）

○生命・心身又は財産に重大な被害があった場合

- ・児童が自殺を企図した場合（含む、その恐れがある場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・所有物や金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより、児童が学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある場合

- ・欠席の目安は年間30日とするが、一定期間や連続して欠席する場合はその限りではない
- ・いじめが原因で登校できなくなったと保護者や当該児童から申し立てがあった場合

重大事態への具体的な対応

(1) 当該重大事態の調査

本校では、上記のような重大事態が発生した場合は、国が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参照しつつ市教育委員会に報告し指示を仰ぐとともに、本校の「いじめ問題等対策委員会」が主体となって事案の調査を行う。

また、必要に応じて蕨警察署（生活安全課）とも連携を図り、事案の全容解明と再発防止及び被害生徒への支援、加害児童への指導等を協議する。

調査では、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から、どのような様態で行われたのか、また、いじめを生んだ背景・事情や関係する児童間の人間関係、これまでの本校教職員の対応経過等を可能な限り、羅列的に明確にすることを第一義として行う。

① いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

いじめられた児童から可能な限り聞き取った上で、在籍児童や教職員に対する調査（質問紙調査や聞き取り調査）を行う。その際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。質問紙等の調査では、個別の事案が広く明らかになり被害児童の学校復帰が阻害されることのない最大の配慮をする。

また、いじめを受けた児童へは、行為の確認のみならず本人の事情や心情も聴取し、状況に応じては臨床心理士にカウンセリングを受けさせるなど、継続的なケアに努め、学校復帰への

支援や学習支援等を行うものとする。

②いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合

当該児童が入院や死亡などにより、本人から事情を聴き取ることが不可能な場合は、その保護者の要望や意見を十分聴取するなど、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法は、上記に示したように在籍児童や教職員を対象とした質問紙調査や聞き取り調査とする。

③いじめによる自殺の背景調査の場合

この調査は、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その行為に至った経過を検証し、再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行うことが肝要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については以下の点に留意する。

- (ア)背景調査にあたっては、遺族が当該児童を最も身近に知り、また、背景調査については切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分聴取し、最大限の配慮と誠意をもった説明を行う。
- (イ)在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- (ウ)死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- (エ)詳しい調査を行うにあたり、調査目的・目標、調査組織の構成員、調査期間、調査方法、入手資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておかなければならない。
- (オ)調査を行う組織は、本校の「いじめ問題等対策委員会」とし、当該いじめ事案者との直接の人間関係や特別の利害関係を有する者は、除くものとする。また、必要に応じては、蕨警察や学校医も加えることとする。
- (カ)背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含め、特定の資料や情報のみに依拠することなく、客観的かつ総合的に分析評価を行う。
- (キ)客観的な事実関係の調査を迅速に進めるにあたり、分析評価については、市教育委員会の支援も受け、専門的知識を有する者の援助を求める。
- (ク)本校が調査を行う場合は、市教育委員会から情報の提供についての必要な指導及び支援を受ける。
- (ケ)情報発信・報道対応については、プライバシーに十分配慮した上、対応者を一本化するなど正確で一貫した情報提供に努める。

(2) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童やその保護者に対して情報を適切に提供する責任がある。

情報提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮し、関係者の個人情報にも十分配慮し適切に提供する。

調査結果については、教育委員会を通して市長に報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、当該児童や当該保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会を通して市長に提出する。

(3) いじめと刑法犯との関係

いじめの行為そのものが、刑法に抵触するものもある。

- ・冷やかし・からかい（名誉毀損罪） ・ネット上の誹謗中傷（侮辱罪）
- ・暴力（傷害罪） ・脅しや恐喝（脅迫罪・恐喝罪） ・いやな事をやらせる（強要罪）

第7 インターネットを通じて行われるいじめの対策

時代の趨勢に伴いICT化が益々進展し、スマートフォン等の所有率も年々上昇している。

また、インターネットを有効に活用する反面、ネットからの各サイトへのアクセスも多種多様になり、そこに介在するネットいじめも多く存在する現状を直視する必要がある。

(1) 児童たちが利用する機能・サイト

② ブログ

個人が自分の感想や出来事などを書く日記形式のサイト。読んだ人がコメントを書き込むことができる。weblogの略。

③ 掲示板

情報交換や意見交換等のコミュニケーションなどを目的に、手軽に書き込みが可能なサイト。2ちゃんねるが有名。

⑤ SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニケーションや情報交換を目的とした会員制のサイトのこと。仲間内でIDやパスワードが必要になる。最近ではtwitterやfacebook、LINE、カカオトークなどが有名。

(2) ネットいじめ防止に向けた取組

本校では、以下の取組を通して情報モラルの徹底を図りいじめの防止策を講じる。

① 児童に対して

ア 総合的な学習の時間や各教科を活用し、初めてインターネットを活用するに当たっての情報モラルについて具体的に指導する。その際、市のホームページ上にある「情報モラルスクール」も有効に活用する。

イ 市のネットパトロールとの連携を図り、情報共有に努めるとともに、パトロール上で心配な案件については、当該児童等に適切に指導する。

ウ ネット問題について、防犯教室（警察関係）や、ネット講演会（関連会社）を開催し、被害の具体を知り、関わらないためのモラル教育を推進する。

エ ネットいじめ等で悩んだり、知り得た情報を相談したりすることができる体制を整えるとともに相談しやすい環境づくりを行う。中学校のさわやか相談室へも気軽に相談できる生活環境をつくる。

オ 学年ごとにネットモラル啓発DVDを視聴し、話合いの中で意識の深化を図る。

② 保護者・地域に対して

ア 上記講演会等に保護者の参加も呼びかけ、情報モラルへの意識化を図る。

イ 地区地域の会等で、情報モラルの講演会を実施し、地域住民への啓発を図る。

ウ 様々なネットトラブルや被害をクラス懇談会やPTAの会合等で発信する。

第8 いじめ防止に係る年間行事予定

	内容及び対象学年等
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・学級開き等でいじめ根絶について担任から具体的に指導（全学年） ・児童理解研修会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・いじめ防止、早期発見、早期解決に係る教職員研修会（New I's を活用して） ・教育相談日（保護者との情報交換）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会 ・なかよしアンケート実施（全学年） ・たてわり活動スタート（学年・学級の枠を超えて協調性を育む） ・学校公開日（全クラス道徳授業を公開）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・林間学校（宿泊行事に伴う第5学年児童の協調性を育む） ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の評価・改善検討 ・中学校区生徒指導担当連絡協議会（戸田市生徒指導委員会） ・個人面談（保護者との情報交換）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会（事例研修会） ・特別支援教育校内研修会（教職員） ・6年生修学旅行（宿泊行事に伴う第6学年児童の協調性を育む）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・教育相談日（保護者との情報交換） ・なかよしアンケート実施（全学年）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・就学時健診
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・いじめ撲滅強調月間の取組（生徒指導委員会によるいじめ撲滅運動の推進） ・教育相談日（保護者との情報交換） ・なかよしアンケート実施（全学年）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の評価・改善検討 ・授業参観・懇談会（保護者との連携・情報交換） ・教育相談日（保護者との情報交換）
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会 ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の年間評価・公表 ・なかよしアンケート実施（全学年） ・幼・保・小連絡協議会 ・新入学児童保護者説明会（いじめへの取組についても含む） ・たてわり活動（学年を超えた協調性を育む） ・教育相談日（保護者との情報交換） ・学年末授業参観・懇談会（保護者との連携・情報交換） ・6年生を送る会（卒業生への感謝の念をもたせ、学年内の協調性を育む）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・今年度の成果と課題の検討及び次年度の取組の検討

第9 いじめ防止全体構想

戸田市立美女木小学校 いじめ防止全体構想

基本認識

「いじめはどの学校にも、どの児童にも起きている」「いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許される行為ではない」との基本認識に立ち、本校に在籍する全児童が、安心安全な学校で、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめ根絶に向け、全教職員共通理解をもって全力で教育活動に取り組む。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〔いじめ防止対策委員会〕

〈目的〉 いじめの未然防止、早期発見、早期解決等に関する措置を実効的に行う。

〈構成員〉 委員会 A：管理職・主幹教諭教務主任・生徒指導委員会・教育相談部会・養護教諭
道徳主任・人権教育主任

委員会 B：委員会 A・PTA 会長・スクールカウンセラー・さわやか相談員・臨床心理士

全職員共通理解の下、組織的に対応

未然防止	早期発見	早期解決
<p>児童の自助公助の取組を積極的に支援し、他者と調和的に生きていくための社会能力、他者を思いやる心を育むことに全力を傾注する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「わかる授業」「楽しい授業」の推進 大切な一員であることを実感できる学級づくり 相互を認め、思いやる「豊かな心」の推進 PTAのネットワーク構築 学校応援団による学校支援 	<p>児童の僅かな変化を見逃さず、深刻化する前に早期に対応にあたる。</p> <p>「さ・し・す・せ・そ」の徹底 (さ)最悪の事態を想定し (し)慎重に (す)素早く (せ)誠意をもって (そ)組織で対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 児童のサインを見逃さない 教職員間の情報共有に努める 家庭・地域との連携協力の強化を図る 	<p>いじめを発見したり、通報を受けたりした際は、速やかに組織で対応し、早期解決に向けて取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> いじめられている児童の支援 いじめている児童の指導 はやし立てる児童対応 見て見ぬふりをする児童対応 学級全体への指導

インターネットを通じて行われるいじめの対策

- 児童に対して
 - 総合的な学習の時間や教科等を活用して、情報モラルについての指導
 - 防犯教室（県警）や情報セキュリティ講演会（関連会社）の実施
 - ネットモラル DVD の視聴により意識の深化を図る
- 保護者・地域に対して
 - 防犯教室や講演会への参加を呼びかけ、情報モラルへの意識の向上を図る
 - ネットトラブルや被害についての実態を懇談会や地域会合で発信する

重大事態への対応

- 被害児童の保護・支援
- 加害児童への働きかけ
- いじめ防止対策委員会による事実調査
- 市教委や関係機関との連携
- 保護者・地域との連携
- いじめ防止対策推進法に基づく対応